

所得制限限度額表（平成 30 年 8 月分から適用）

扶養親族等の数	受給資格者			受給資格者の配偶者・扶養義務者の所得制限限度額
	父、母又は養育者		孤児等の養育者の所得制限限度額	
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額		
0 人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円	2,360,000 円
1 人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円	2,740,000 円
2 人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円	3,120,000 円
3 人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円	3,500,000 円
4 人	2,010,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円	3,880,000 円
5 人	2,390,000 円	3,820,000 円	4,260,000 円	4,260,000 円
6 人以上	1 人につき 380,000 円が加算されます。			
所得制限加算額	○70 歳以上の生計同一配偶者・老人扶養親族 1 人につき 100,000 円 ○16 歳以上 23 歳未満の扶養親族 1 人につき 150,000 円		○老人扶養親族（老人扶養親族の他に扶養親族等がないときは、老人親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族） 1 人につき 60,000 円	

（注1） 給与所得者の所得額は、給与所得控除後の額となります。

（注2） 受給資格者が父又は母の場合、養育費の 8 割相当額を加算した額が所得額となります。

（注3） 扶養義務者とは、民法第 877 条第 1 項に定める直系血族及び兄弟姉妹となりますので、叔父（伯父）、叔母（伯母）や兄弟姉妹の配偶者等は含まれません。

（注4） 土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益等について、控除後の所得額（長期譲渡及び短期譲渡所得がある場合、特別控除後の額）で算定します。

（平成 30 年 8 月分から適用）

（注5） 下表の諸控除があるときは、その額を所得額から差し引いて表中の限度額を比較してください。

雑損控除	控除相当額	障害者控除	270,000 円
医療費控除		特別障害者控除	400,000 円
配偶者特別控除		勤労学生控除	270,000 円
小規模企業共済等掛金控除		-	-
（みなし）寡婦（夫）控除	270,000 円	養育者・扶養義務者・孤児等の養育者のみ適用されます。	
（みなし）特別寡婦控除	350,000 円		

（注6） 養育者及び扶養義務者が未婚のひとり親で、要件に当てはまる場合は、寡婦（夫）控除・特別寡婦控除が適用されたものとみなし、手当額を算定します。（平成 30 年 8 月分から適用）適用には手続きが必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください